

## 公益社団法人全国大学保健管理協会ウェブ情報委員会規則

**第1条** 公益社団法人全国大学保健管理協会（以下「協会」という。）に定款第38条の規定に基づきウェブ情報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 協会のウェブサイト又は連絡網による情報提供及び情報交換等の基本方針に関すること。
- (2) 協会のウェブサイト又は連絡網による情報提供及び情報交換のシステムの構築に関すること。
- (3) その他協会のウェブサイト又は連絡網に関すること。

**第3条** 委員会は、委員長が必要と認める者若干名で組織する。ただし、理事1名、評議員1名を含むものとする。

- 2 委員は、委員長が選任し、代表理事が委嘱する。
- 3 任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**第4条** 委員長は、代表理事が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

**第5条** 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

**第6条** 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

**第7条** 委員会において特別な経費を必要とする場合は、代表理事に請求することができる。

**第8条** 委員会は、審議事項について、必要に応じ理事会に具申するものとする。

**第9条** この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### 附 則

この規則は、平成25年5月8日から施行する。